

# なごみチャンネル

なごみ・総合支援センターの活動をシリーズで紹介する「なごみチャンネル」。シリーズ11回目の今回は、「なごみ送迎サービス」についてご紹介します。

## 「なごみ送迎サービス」をご存じですか

皆さんは「なごみ送迎サービス」をご存じですか？ 白い車体にかわいい小鳥のイラストが入ったワゴン車を見つけたことはありませんか？ 「なごみ送迎サービス」では3つの送迎サービスを展開しています。

- ①なごみ・総合支援センターで実施する「高齢者通所型介護予防支援事業」参加者への送迎サービス
- ②なごみ・総合支援センターで実施の「障害者等日中一時支援事業」を利用し、村内小中学校に通学している児童・生徒への送迎サービス
- ③保健・医療・福祉の3拠点（施設、なごみ・総合支援センターと村立東海病院、総合福祉センター「絆」）を結ぶ巡回型送迎サービス

## なごみ



便名	なごみ	東海病院	絆
10:30便	10:30発	10:40発	10:50発
11:00便	11:00発	11:10発	11:20発
11:30便	11:30発	11:40発	11:50発
12:00便	12:00発	12:10発	12:20発
12:30便	12:30発	12:40発	12:50発
13:00便	13:00発	13:10発	13:20発
13:30便	13:30発	13:40発	13:50発
14:00便	14:00発	14:10発	14:20発



③の巡回型送迎サービスは、誰もが利用できる料金無料のサービスです。月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前10時30分〜午後2時30分、おむね30分間隔で運行しています。「なごみ」や「絆」で実施しているイベントへの参加や、「絆」の食堂、「なごみ」の喫茶コーナー「響」のご利用、東海病院へかかる際など、「なごみ送迎サービス」をご利用ください。

▼問合せ なごみ・総合支援センター（福祉部介護福祉課地域支援室 ☎287局2525）

## おむつ代に係る医療費控除について

おむつ代の医療費控除を受けるためには、おむつ代の領収書のほかに医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要となります。ただし、要介護認定を受けている方については、「おむつ使用証明書」の代わりに、村が発行する「おむつ代に係る医療費控除証明書」を添付することで医療費控除を受けることができます。

- 対象者 おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降で、要介護認定の際の主治医意見書により①寝たきり状態②尿失禁の可能性がある——のどちらも確認できる方

●申し込み・問合せ 福祉部介護福祉課介護保険担当（☎282局1711 内線1164）

## 要介護認定者の障害者控除について

身体障害者手帳をお持ちでない高齢者でも、村発行の「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで、障害者控除を受けることができます。認定書の交付についてはお問い合わせください。

- 対象者 介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、▼認知症により常時または外出時に介護を要する▼6か月以上寝たきり状態▼日常生活に支障がある▼寝たきり状態▼毎日で寝込みがち▼歩行・起居動作が不自由で外出が困難▼外出は可能だが身体的介護を要する——のいずれかに該当する方
- その他 要介護認定の際の主治医意見書で精神や身体の状態を確認します。

●申し込み・問合せ 福祉部介護福祉課介護保険担当（☎282局1711 内線1164）

## おしゃれ用カラーコンタクトレンズを使用している皆さんへ

おしゃれ用コンタクトレンズは、医療用のコンタクトレンズとして取り扱われていないことから、使用方法等の説明を受けずに不適切に使用したことなどにより、角膜炎、結膜炎、角膜上皮びらん等の健康被害を生じた事例が数多く報告されています。

■注意点 ①使用に当たっては、事前に眼科医の検診・指導を受けましょう。②適切な装着時間を守りましょう。長時間の装着は障害の原因となります。③使用方法を守り、適切なメンテナンスを行いましょう。④少しでも異常を感じたら、すぐに眼科医の診察を受けましょう。⑤暗い場所では見えにくくなるがあるので、夜間の運転等には注意しましょう。

■問合せ ひたちなか保健所（☎265-5515）※国では、カラーコンタクトレンズを医療機器として規制する検討が始まっています。